

訪問看護のご利用にあたって(医療保険)

2019年10月1日

1 当事業所の法人概要について

法人格・名称	一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社
所在地	宝塚市小浜4丁目5番6号 ステップハウス宝塚内
連絡先	総務課 電話 0797-86-9194 FAX 0797-86-8496 アドレス kousha00@takarazuka-fukushi.or.jp
代表者	理事長 妙中 信之
設立年月日	1995年3月設立
事業内容	居宅介護支援事業、介護老人保健施設、訪問看護、介護予防訪問看護、通所介護、介護予防通所リハビリ、訪問介護、介護予防訪問型サービス、訪問型サービスA、介護予防支援事業(地域包括支援センター) 指定特定相談事業所、指定障害児相談支援事業所 通所リハビリ、育児・介護ファミリーサポート事業、 高齢者世話付き住宅生活援助員の派遣事業、 要介護認定調査事業、訪問リハビリ、介護予防訪問リハビリ、 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

2 当事業所の概要・相談窓口について

名称	ステップこはま訪問看護ステーション
所在地	宝塚市小浜4丁目5番6号
連絡先	電話 0797-86-7889 FAX 0797-86-8960 アドレス kawamo01@takarazuka-fukushi.or.jp
管理者(相談窓口)	今西 順子
相談窓口責任者	訪問サービス課 課長
事業開始日	1995年8月1日
事業の目的・方針	住み慣れたご自宅で安心して療養生活が送れるよう、訪問看護師・理学療法士・作業療法士が訪問し、専門家の目で見守り、お一人おひとりの状態にあわせた「看護」「リハビリテーション」を提供いたします。

注) 理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものであり 看護職員のかわりに訪問させるもの。

3 身分証明書の携行

利用者にサービスを提供する当事業所の従業者は、身分証明書を携帯し 初回訪問時及び利用者や家族から求められた際は、いつでも提示をします。

4 料金の支払い時期と支払い方法について

利用料、その他の費用は、利用の月ごとにその合計額を請求いたします。お支払いは、原則として利用者の指定された銀行預金口座又はゆうちょ銀行通常貯金口座(旧郵便貯金口座)から引き落としの方法でお支払いいただきます。

銀行預金口座の場合は翌月27日に、ゆうちょ銀行通常貯金口座(旧郵便貯金口座)の場合は翌月20日に引き落としをさせていただきます。(振替日が金融機関休日の場合は翌営業日となっております)お支払いを確認しましたら、領収書を発行しますので、必ず保管してください。

5 賠償責任について

事業所の責任において、利用者の生命・身体・財産などを傷つけた場合は、事業所は、利用者によるその損害を賠償いたします。

事業所は、全国訪問看護事業協会の「訪問看護事業総合補償制度」に加入しています。

6 留意事項

サービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① サービス提供契約以外のサービスの実施
- ② 宗教活動、営利活動、政治活動
- ③ 利用者又は家族からのサービスに係る料金を除く金銭の授受及び提供するサービスと無関係の物品の授受
- ④ 利用者の居宅内での飲食

7 緊急時の対応

サービス提供中に利用者に緊急に事態が発生した場合、利用者の主治医にご連絡するとともに、必要な対応を行います。その際、予め指定する連絡先にも連絡します。

8 労働者災害補償保険法によるご利用について

労災認定を受けておられる利用者につきましても、この内容に準じてサービスを提供いたします。ただし、ご利用料金は保険外の料金のみのお支払いとなります。

9 重要事項の変更

重要事項説明書に記載した内容に変更が生じた際は、別途文書により変更内容を明記した上、契約を更新します。

10 お願い

1. 職員の手洗い・うがい・咳エチケット等の励行を徹底しております。
サービス提供前後にご自宅にて、手洗いをさせていただきます。
2. 当ステーションは、看護学生等の実習にも 協力しています。

訪問看護利用料金一覧表（医療保険対象）

2019.10.1現在

ステップこはま訪問看護ステーション

	回数	基本料金	一割負担金	
基本利用料				
(1)健康保険証をお持ちの方 1割から3割負担	1	12,990	1,300	1日1回訪問の 基本料金です。
	2	21,540	2,150	
	3	30,090	3,010	
(2)特定疾患受給者証を お持ちの方	4	38,640	3,860	
	5	47,190	4,720	
公費一部負担あり	6	55,740	5,570	
	7	64,290	6,430	
	8	72,840	7,280	
	9	81,390	8,140	
	10	89,940	8,990	

* 2割以上の方は、
料金の割合を乗じた
金額となります

(加算) (必要な加算には✓が入ります) (単位 円)

✓欄		基本料金	一割負担金	
	特別管理加算（重症度高）	5,000	500	
	特別管理加算	2,500	250	
	24時間対応体制加算	6,400	640	
	情報提供療養費1・2・3	1,500	150	
	長時間訪問訪問看護加算	5,200	520	
	夜間・早朝訪問看護加算	2,100	210	
	深夜訪問看護加算	4,200	420	
	退院時共同指導加算	8,000	800	
	特別管理指導加算	2,000	200	
	退院支援指導加算	6,000	600	
	在宅患者連携指導加算	3,000	300	
	在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000	200	
	複数名訪問看護加算	4,500	450	
	複数名訪問看護加算(看護補助者)	3,000	300	←1日に1回3,000円、 2回6,000円、 3回以上10,000円
	緊急訪問看護加算	2,650	265	
	看護・介護職員連携強化加算	2,500	250	
	ターミナルケア療養費1	25,000	2,500	
	ターミナルケア療養費2	10,000	1,000	

1日につき

✓欄	乳幼児加算	1,500	150	
----	-------	-------	-----	--

* 特別管理加算とは

(I)	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者
(II)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、 在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理 在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、 在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者、 真皮を越える褥瘡の状態にある者①NPUAP分類Ⅲ度又はⅣ度、②DESIGN-R分類D3、D4又はD5 人工肛門、人工膀胱を設置している者 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

* 情報提供療養費とは

保険医療機関や入所する利用者に対して、保険医療機関や入所施設への情報提供
厚生労働大臣が定める疾患等の利用者に対して、保健所(健康福祉事務所)への情報提供

訪問看護利用料金一覧表（医療保険対象）

2019.10.1現在

ステップこはま訪問看護ステーション

例) (単位 円)

基本利用料	回数	基本料金	1割負担金	2割負担金	3割負担金
(1)健康保険証をお持ちの方 1割から3割負担	1	12,990	1,300	2,600	3,900
	2	21,540	2,150	4,300	6,450
	3	30,090	3,010	6,020	9,030
(2)特定疾患受給者証をお持ちの方 公費一部負担あり	4	38,640	3,860	7,720	11,580
	5	47,190	4,720	9,440	14,160
	6	55,740	5,570	11,140	16,710
	7	64,290	6,430	12,860	19,290
	8	72,840	7,280	14,560	21,840
	9	81,390	8,140	16,280	24,420
	10	89,940	8,990	17,980	26,970
	11	98,490	9,850	19,700	29,550
	12	107,040	10,700	21,400	32,100

1日1回訪問の基本料金です。

(加算) (必要な加算には✓が入ります) (単位 円)

✓欄		基本料金	一割負担金	2割負担金	3割負担金
	特別管理加算（重症度高）	5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算	2,500	250	500	750
	24時間対応体制加算	6,400	640	1,280	1,920
	情報提供療養費1・2・3	1,500	150	300	450
	長時間訪問看護加算	5,200	520		
	夜間・早朝訪問看護加算	2,100	210		
	深夜訪問看護加算	4,200	420		
	退院時共同指導加算	8,000	800		
	特別管理指導加算	2,000	200		
	退院支援指導加算	6,000	600		
	在宅患者連携指導加算	3,000	300		
	在宅患者緊急時等ケアアレンス加算	2,000	200		
	複数名訪問看護加算	4,500	450		
	複数名訪問看護加算(看護補助者)	3,000	300		
	緊急訪問看護加算	2,650	265		
	看護・介護職員連携強化加算	2,500	250		
	ターミナルケア療養費1	25,000	2,500		
	ターミナルケア療養費2	10,000	1,000		

←1日に1回3,000円
2回6,000円
3回以上10,000円

1日につき

乳幼児加算	1,500	150
-------	-------	-----

* 特別管理加算とは

- (I) 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者
気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者
- (II) 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、
在宅中心静脈栄養指導管理、在宅成分栄養経管栄養指導管理、在宅自己導尿指導管理
在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、
在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者、
真皮を越える褥瘡の状態にある者①NPUAP分類Ⅲ度又はⅣ度、②DESIGN-R分類D3、D4又はD5
人工肛門、人工膀胱を設置している者
在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

* 情報提供療養費とは

保険医療機関や入所する利用者に対して、保険医療機関や入所施設への情報提供
厚生労働大臣が定める疾患等の利用者に対して、保健所(健康福祉事務所)への情報提供

訪問看護その他費用一覧表

《交通費》

ステーションから最短道のり2km以内	無料
ステーションから最短道のり2kmを超え5km以内	420円
ステーションから最短道のり5kmを超え10km以内	530円
ステーションから最短道のり10kmを超える場合	600円

《その他》

療養生活上必要な物品を提供した場合	実費
死後のケア料	20,000円

《キャンセル料》

サービス利用をキャンセルされる場合、ご連絡いただいた時間によりキャンセル料をご負担いただきます。

ただし、やむを得ない理由の場合は、キャンセル料は請求いたしません。

① 前日17時30分までにご連絡の場合	不要
② ①に記載した時刻までにご連絡がない場合	3,000円

事業者は、以上のとおり重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 宝塚市小浜4丁目5番6号

名称 一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社

代表者 理事長 妙中 信之 印

説明した年月日および時刻 20 年 月 日 時 分

説明した場所 御自宅、その他()

説明した担当者

以下のことについて同意します。

- ①事業者より上記の重要事項について説明を受けました。
- ②チェックした加算の項目について説明を受けました。

20 年 月 日

利用者 住所 _____

氏名 _____

署名代行者 住所 _____

氏名 _____

代理人 住所 _____

氏名 _____